

懲戒処分等の公表について

田原本町

次のとおり「田原本町職員の懲戒処分及びその公表に関する指針」に基づき、本町職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者

甲

(1)現所属 産業建設部 環境管理課
(2)現職名 会計年度任用職員
(3)年齢 24歳
(4)性別 男性

乙

(1)現所属 産業建設部 環境管理課
(2)現職名 会計年度任用職員
(3)年齢 24歳
(4)性別 男性

2. 処分年月日 令和2年11月9日

3. 処分内容 甲 停職4月（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）
乙 停職2月（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

4. 処分理由

上記の被処分者甲は、令和2年6月22日午前0時26分頃、大和郡山市内において普通乗用車を運転中、警察官の職務質問を受け、呼気から基準値以上のアルコールが検知され、酒気帯び運転により検挙された。

被処分者乙は、被処分者甲と一緒に飲酒後、飲酒していること知りながら、被処分者甲が運転する普通乗用車に同乗した。

これらの行為は、公務員としての信用を失墜させるものであり、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものである。

5. その他

このほか、非違行為のあった当時の管理監督者である課長、主幹に口頭注意を行いました。

【お問合せ】

田原本町

担当：町長公室管理監 田中
町長公室人事課 山本

☎(代表) 0744-32-2901 内線 278、650

FAX 0744-32-2977

町長のコメント

交通法規の遵守や飲酒運転の防止について、常々、注意喚起してきたところですが、本町会計年度任用職員の酒気帯び運転が判明したことは、誠に遺憾であり、町政に対する町民の皆様への信頼を裏切る結果をまねき、心よりお詫び申し上げます。

今後は、このような事態を再び起こさないよう、服務規律の遵守のための取り組みを徹底し、職員一丸となって、町民の皆様への信頼の回復に努めてまいります。

【参考】

田原本町職員の懲戒処分及びその公表に関する指針（抜粋）

第5 公表基準

- 1 次に掲げる懲戒処分等を行った場合は、公表するものとする。
 - (1) 懲戒処分のうち減給、停職又は免職の処分
 - (2) 地方公務員法第28条第2項の規定による刑事事件に関し起訴された場合の休職の処分
 - (3) 前2号に定めるもののほか、社会的影響等を勘案し、公表する必要があると認める事案
- 2 公表する内容は、原則として、被処分者（措置の場合にあっては、被措置者とする。以下同じ。）の所属名、職名、年齢、性別、処分年月日、処分内容及び処分理由とする。ただし、これらの事項を公表することにより被処分者が特定される場合には、その一部を公表しないことができる。

この場合において、起訴等により氏名等が公にされている場合は、氏名等についても併せて公表することができる。
- 3 被害者が事件の公表を望まない場合又は公表により被害者が特定される等被害者及びその関係人の人権に配慮すべき必要がある場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 公表は、懲戒処分等を行った後、速やかに、報道機関等への資料提供その他の方法により行うものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。